

令和2年4月24日

学際研メンバー各位

学際科学フロンティア研究所長

新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対応について

東北大学では学生・教職員に感染疑い者が出た場合に、所属部局の担当者が人事企画部人事労務課安全衛生管理係に連絡するように定められています。つきましては、学際研を本務とする教職員で報告対象者に該当する場合は下記事項について学際研対策本部に連絡してください。

学際科学フロンティア研究所対策本部：fris-covid19@grp.tohoku.ac.jp

記

1. 報告対象者

(1) 感染の疑いのある者

- ① 同居人が罹患した者
- ② 宮城県・仙台市のコールセンターに連絡し指示を受けた者
- ③ コールセンターの指示を受けて医療機関を受診した者

(2) 濃厚接触者とされた者（保健所により指定）

(3) PCR 検査受検者

(4) 自宅待機者

- 感染者と濃厚接触（2メートル以内で2分以上の会話をした場合）が疑われる場合
- 感染者が発生した空間（同室内）に感染者が滞在した日に長時間（2分以上）滞在している場合（密閉された空間なら、短時間でも不可）
- 感染者が発生した建物に、感染者が滞在した日に短時間滞在しており共有物品（PC、テーブル、ソファ、ポット、冷蔵庫、リモコン等）を利用している場合
- 感染者が発生した空間（同室内）に感染者が滞在していた日以降に、短時間滞在しており共有物品を利用している場合

2. 報告事項

- 氏名
- 職名
- 報告内容
 - コールセンターから指示を受けた
 - コールセンターの指示を受けて医療機関を受診した
 - PCR 検査の結果が判明した
 - 新型コロナウイルス感染症が治癒した
 - 保健所により濃厚接触者とされた
 - 同居人が新型コロナウイルス感染症に罹患した

以上